

# 賃金上昇率の計算方法の変更点

## 平成6年度以前

- ・一般、パートそれぞれについて別々に計算
- ・男女構成の変化を除去したものと反映したものの両方を計算
- ・就労日数の増減がないものとして計算

## 平成7～16年度

- ・一般とパートの構成比の変化を反映させるため合算
- ・男女構成の変化を反映したもののみ計算
- ・就労日数の増減を反映

## 平成17年度以降

- ・ 一般とパートの構成比の変化を除去
- ・ 男女構成の変化を反映したもののみ計算
- ・ 就労日数の増減を反映

## 一般とパートの構成比変化の除去について

平成25年6月(一般労働者80人、パートタイム労働者20人)  
一般労働者の平均時給1000円、パートタイム労働者の平均時給800円とする。  
平成26年6月(一般労働者70人、パートタイム労働者30人)  
一般労働者の平均時給1020円、パートタイム労働者の平均時給810円とする。

### 一般とパートの構成比変化を除去しない場合

平成25年の平均賃金

$$(1000 \times 80 + 800 \times 20) \div 100 = 960$$

平成26年の平均賃金

$$(1020 \times 70 + 810 \times 30) \div 100 = 957$$

賃金上昇率

$$(957 - 960) \div 960 \times 100 = -0.3\%$$

### 一般とパートの構成比変化を除去した場合

平成25年の平均賃金

$$(1000 \times 80 + 800 \times 20) \div 100 = 960$$

平成26年の平均賃金

$$(1020 \times 80 + 810 \times 20) \div 100 = 978$$

賃金上昇率

$$(978 - 960) \div 960 \times 100 = 1.9\%$$